

# 賃金と生活保護基準

平山耶幸

戦前から戦後にかけて、資本主義的生産様式の発展、拡大とともに、物質的生産諸力の一定の発展段階に対応する、生きた個人が生活の社会的生産においてとりむすぶ生産諸関係の総体としての経済的社会構成は、資本主義的に成熟してきたといわれている。すなわち、資本制生産が支配的である社会において、前資本制的ではないが、所有と労働がまがりなりにも一致しているという点で、非資本制的部分と考えられる自営業者層はますます縮少し、自己の労働力の販売以外に生活を再生産出来ない、いわゆる二重の意味で自由な賃労働者階級が増大して来た。

この社会構成の近代化は、資本制生産の発展過程で創立される貧困層の主たる定在部分を、名目的にしか自立していないが、資本の直接支配下にもない、名目的（または「似而非<sup>＊</sup>」）自営業者層から賃労働者下層へと移してきた。すなわち、戦前の貧困層は、資本制生産の浸透にともなう自営業者層の没落形態を中心とする移行期的なものであった。しかし、戦後の貧困は、賃労働者階級そのものの貧困であつて、賃労働者下層が貧困層の主要な定在形態となつている（注一）

したがつて、貧困分析の内容は、賃労働者が、自己の労働力の販売を実現しうるかどうか、実現のされ方はどうか、実現された賃金所得

の大小はどうか、という問題が一つの基本部分となる。この意味から、貧困層分析の手がかりとしてこの小論ではまず、賃金の動向を取り上げることにした。こゝでは、賃労働者下層と考えられる、中小企業労働者、零細企業労働者、家内労働者、日雇労働者のうち、さしあたり、中小企業労働者、日雇労働者の賃金を取り上げ、大企業労働者の賃金との関連で、それらの賃金の動向にあらわれた、戦後の貧困層の性格の一面を明きらかにすることが第一の課題である。

次に、賃金の動向との対応における生活水準の「最低」を画する一つの尺度としての、生活保護基準が如何なる動向を示して来たかを明らかにすること、これが第二の課題である。

さて、貧困分析のために賃金を問題とする場合、第一に賃金は労働者の提供する一定の労働支出あるいはその身体的消耗等、労働の対価としての賃率として、第二に貧困と直接の關係をもつ生活水準を規定する賃金所得、すなわち、労働力の長期にわたる再生産に必要な賃金所得としての両面から取り上げられねばならない。前者では、労働時間、労働強度等、後者では労働日数などが問題とされるべき主要因子である。小論における課題は中小企業労働者の規模別、日雇労働者の職種別賃金を、年度間、および所与の年度全体における動向の相對関

係であるから、賃率および賃金所得、それぞれの概念を規定する諸因子についての立ちいった検討は後にゆずることとして、賃率の側面は、一日分の労働に対する対価である賃金日額をもってあらわし、賃金所得の側面は労働力の再生産という時間的継続を問題とするために、賃金日額と月間就労日数とから月間賃金所得をもってあらわすこととした。生活保護基準は後者との対比で取り上げる。

戦後の時期を昭和二十六年以降に限定した。昭和二六、七年ごろからはインフレも終息し、戦時、戦後の経済統制も撤廃され、戦後の混乱期は過ぎたとみられるからである。

用いた資料はつぎのとおりである。

中小企業労働者の賃金は規模別賃金であらわすこととし、それについて、全般的、且つ時系列的動向をみるには労働省の「毎月勤労統計調査」の全国調査が便利であるのでそれを用いた。

日雇労働者の賃金については、戦後一貫して、屋外労働者の賃金が時系列的に把握されている労働省の「屋外労働者職種別賃金調査」の系列を用いる。これは昭和二三年一月「日雇労働者賃金調査」として実施されて以後「屋外労働者職業別賃金調査」「職業別賃金調査(乙調査)」と名称をかえてはいるが一貫している。

### 第一節 賃金日額の上算における類型

貧困層の定在部分の賃労働者下層への移行は、中小企業労働者および日雇労働者の職種間の賃金の動向の上にとのよう傾向を示しているかをみる。日雇労働者の生活は就労日数が変動するから、それを考慮した一定期間内の所得によって規定されるが職種間の相対関係で動

向をみるために賃金日額を用いる。

しかし、中小企業労働者、大企業労働者等常用労働者の場合、労働の対価としての日雇労働者の賃金日額の動きに対応する賃金の動向を「毎月きままって支給する給与」とすることは論理的に正しい。ただし、就労日数が短期である場合は、月間賃金所得がたゞちに賃率を示さないが、比較的長期の雇用契約を結ぶ常用労働者においては、月間就労日数の変動は大きくないといわれる。したがって、「毎月きままって支給する給与」の動きが賃率の動きを示すと考えられるからである。しかし、こゝでは日額を比較する便宜上、常用労働者の賃金をほゞ月間就労日数と考えられる二五日で除した一日当り賃金を用いる。

つぎに分析の方法をのべる。日雇労働者については、「屋外労働者職種別賃金調査」の各年から、ある程度の技能を要する職種、殆んど要しない職種のそれぞれを代表する職種をいくつか選んで、賃金の推移をみた。

建設業では総合工事業に属する大工、葺工、土工、重作業人夫男子、軽作業人夫女子、港湾運送業では、ウインチマン、沖仲仕、陸上運送業では貨物積卸作業員を取り上げた。港湾運送業に属する港湾雑役は殆んど技能を要しない職種として取り上げるつもりであったが、他の職種と比較して、人数が極めて少数であること、および職種内容が不明確である等の点から、これを除外した。

次に各職種について、作業内容を記しておく。

(昭和三五年「屋外労働者職種別賃金調査」による)

#### 一、建設業

大工、家具および橋梁等の築造や屋内における造作などの大工

作業に従事するもの。主として手工具を用い木材(素材

・角材・板材)を加工し、組立て、各種の建造物や造作

物を作る作業に従事するものをいう。

船大工、車大工、建具大工、大工見習、型わく大工は含

まれない。

とび工、杭打、建方、足場作業、ひき家、家屋解体、取りこわし、

衍かけおよびその他類似の作業に従事するもの。

①鉄筋コンクリート建築および橋梁建設等において足場

の組立、解体および杭打作業に従事するもの。

②木造建築における足場、柱の組立、棟上げ作業あるいは

建造物の移動、解体の作業に従事するもの。

③コンクリート用エレベーター、杭打機、捲揚機等建設

用諸機械の組立、据付作業に従事するもの。

④その他高所における上記作業に類似する作業に従事す

るもの。

⑤主として上記の作業に従事し、時にはウインチ等簡單

な機器の操作をなすもの。

土工、土砂の掘さく、根切および運搬等の高度の肉体的労働で

技能を要する作業に従事するもの。

名称は土工であっても、単にモッコ担ぎ、トロ押等のご

とく、あまり技能を必要としない土砂の運搬や、簡単な

整地作業のみに従事するものは含まれない。

重作業人夫、鉄筋、鉄骨、コンクリート材料等の重量物または、

長大物を肉体的労働により運搬するもの、および主とし

て高度の肉体的作業に従事するもの。

軽作業人夫男女、清掃作業、軽易な整地および掘さく作業、砂利

敷作業、タコ突および短小杭打等比較的軽度の肉体的作業

に従事するもの。

高度の技能を必要とする作業および肉体的労働を主とした

重量物、長大物の運搬、取扱の作業に従事するもの、ま

たは各種技能職種の見習工は含まれない。

## 二、港湾運送業

ウインチマン、船内および沿岸において、貨物の積卸しに当り動

力または手動の起重機(クレーン)等の操作をなすもの。

沖仲仕、貨物を本船からはしけもしくは埠頭へあるいははしけも

しくは埠頭から本船への積卸作業に従事するもの。

## 三、陸上運送業

貨物積卸作業員、貨車、貨物自動車等の貨物の積卸し運搬作業に

従事するもの。荷扱所、倉庫または鉄道駅等の構内にお

いて、貨車および貨物自動車からの貨物の積卸しまたは

積換作業に従事するもの、構内において貨物の仕立、仕

分等荷さばき業務に従事するものは含まれない。もっぱ

ら倉庫内の荷役に従事するものは含まれない。

常用労働者は「毎月勤労統計」から、製造業の生産労働者男子につ

いて、規模五〇〇人以上、一〇〇人〜四九九人、三〇人〜九九人の規

第1表 屋外労働者職種別賃金日額と就労日数の推移

職 種	年 月		昭和												
	23.11	24.8	25.8	26.8	27.11	28.5	29.8	30.8	31.9	32.9	33.8	34.9	35.8		
賃 金 日 額	大工	271	334	326	350	432	458	554	563	590	641	660	686	750	
	大工	240	298	321	358	418	451	540	546	555	628	635	669	751	
	塗装工	274	342	338	362	421	476	535	547	572	670	596	720	700	
	板金工	255	339	333	382	436	459	527	563	572	699	688	677	736	
	配管工	258	300	331	342	422	443	506	516	527	692	646	665	695	
	石工	270	342	354	404	520	574	783	720	730	794	739	855	857	
	左官	262	335	350	375	447	502	586	590	627	659	674	630	735	
	土工	185	227	227	269	355	330	473	478	489	528	543	557	621	
	重作業人夫	197	218	217	267	345	388	454	414	440	445	453	475	518	
	軽作業人夫計	155	184	188	194	254	238	294	292	305	319	325	339	372	
	・男	-	-	-	-	-	-	374	369	386	421	421	449	505	
	・女	-	-	-	-	189	195	247	238	252	271	277	285	311	
	貨物搬卸作業員	341	404	447	469	531	492	550	613	604	629	642	654	723	
	ウインチマン	310	397	459	550	647	676	748	734	805	958	962	1,005	1,072	
	デッキマン	310	397	459	550	647	676	748	734	805	958	962	1,005	1,072	
	沖仲仕	354	355	423	502	574	637	679	667	771	831	874	879	990	
	陸仲仕	282	339	385	464	534	593	611	598	663	712	740	778	806	
沿岸仲仕	308	333	367	469	521	569	604	584	647	726	740	779	845		
ターリマン	298	379	325	476	622	655	709	674	631	870	915	1,014	1,018		
雑役夫	230	271	286	318	379	390	421	409	400	476	475	478	455		
舟	-	-	389	553	577	635	664	709	805	948	976	995	1,063		
就 労 日 数	大工	22	22	23	22	23	23	23	23	24	22	22	22	23	
	大工	22	23	22	21	22	22	23	23	23	21	22	23	23	
	塗装工	24	22	24	21	23	23	23	24	24	18	19	19	19	
	板金工	21	22	22	22	23	23	23	22	23	21	19	20	22	
	配管工	25	24	24	24	23	24	25	24	25	21	25	23	24	
	石工	19	21	21	20	20	20	20	20	21	18	17	18	19	
	左官	21	21	22	21	21	22	22	23	24	19	19	19	19	
	土工	21	22	21	19	21	21	21	22	22	20	20	21	21	
	重作業人夫	21	21	21	19	21	22	21	21	20	18	18	19	19	
	軽作業人夫計	21	21	21	18	20	20	19	20	20	18	18	18	19	
	・男	-	-	-	-	-	-	21	22	21	19	18	19	20	
	・女	-	-	-	-	19	19	19	19	19	17	17	17	18	
	ウインチマン	25	22	24	22	21	23	22	22	23	22	22	23	23	
	デッキマン	25	22	24	22	20	23	21	22	23	22	22	22	23	
	沖仲仕	21	21	21	21	18	20	20	19	20	15	16	16	15	
	陸仲仕	23	24	25	24	24	24	23	24	24	20	22	20	19	
	沿岸仲仕	24	24	24	23	23	23	23	23	23	19	21	19	20	
ターリマン	27	26	24	25	24	24	24	25	26	25	24	25	25		
雑役夫	22	23	25	23	23	23	24	23	23	19	21	20	22		
舟	-	-	27	27	25	26	26	25	27	26	26	27	27		

注 昭和23、24、25年のウインチマンとデッキマンは区別されていない。  
資料：労働省「屋外労働者職種別賃金調査」

模別に賃金の推移みた。

「生産労働者」とは、生産物の生産される現場（補助部門を含む）において、生産業務、生産工程に関する記録業務および上記業務と密接な関連ある業務に従事する労働者のことであるが、「管理・事務および技術労働者」に該当する業務に従事する事務員、技術員および作業に従事しない職長、組長等の監督的労働者は除かれる。但し、性別に「生産労働者」「管理・事務および技術労働者」別の数字がとれるのは昭和二九年以降である。したがって昭和二六年は生産労働者入職員男女計、昭和二七、二八年は生産労働者男女計を用いた。

又、こゝに用いた賃金とは毎月きままって支給する給与であつて、労働契約、団体協約あるいは事業所の給与規則等によつてあらかじめ定められている支給条件、算定方法によつて支給される給与である。

まず、昭和二六年から昭和三五年の十年間における賃金日額の動向をみよう。そのために、年々の賃金日額の変動の大小に最も近い回帰線（一次）を描く。第1、2表から各職種について賃金日額の上昇率を示す回帰方程式を得た（注2）（第3表）。

第3表にみられるように、賃金の上昇の度合をあらわす回帰系数の大ききによつて、三つのグループに別けることができる。すなわち、回帰系数五〇以上を第Iグループ、三〇以上五〇までを第IIグループ、それ以下を第IIIグループとする。第Iグループに属する一つの型は、大部分組織労働者と考えられ、最も近代的な労使関係の下にある賃労働者上層であるところの、規模五〇〇人以上の製造業生産労働者に代表されるグループである。このグループに属する日雇労働者はウインチ

第2表 製造業生産労働者男子  
賃金日額の推移

	500人 以上	100人 ~499人	30人 ~99人
	円	円	円
昭 26	495	409	332
" 27	529	411	322
" 28	593	456	365
" 29	735	592	468
" 30	777	608	485
" 31	867	676	543
" 32	891	674	560
" 33	887	666	523
" 34	960	719	592
" 35	1,006	759	640

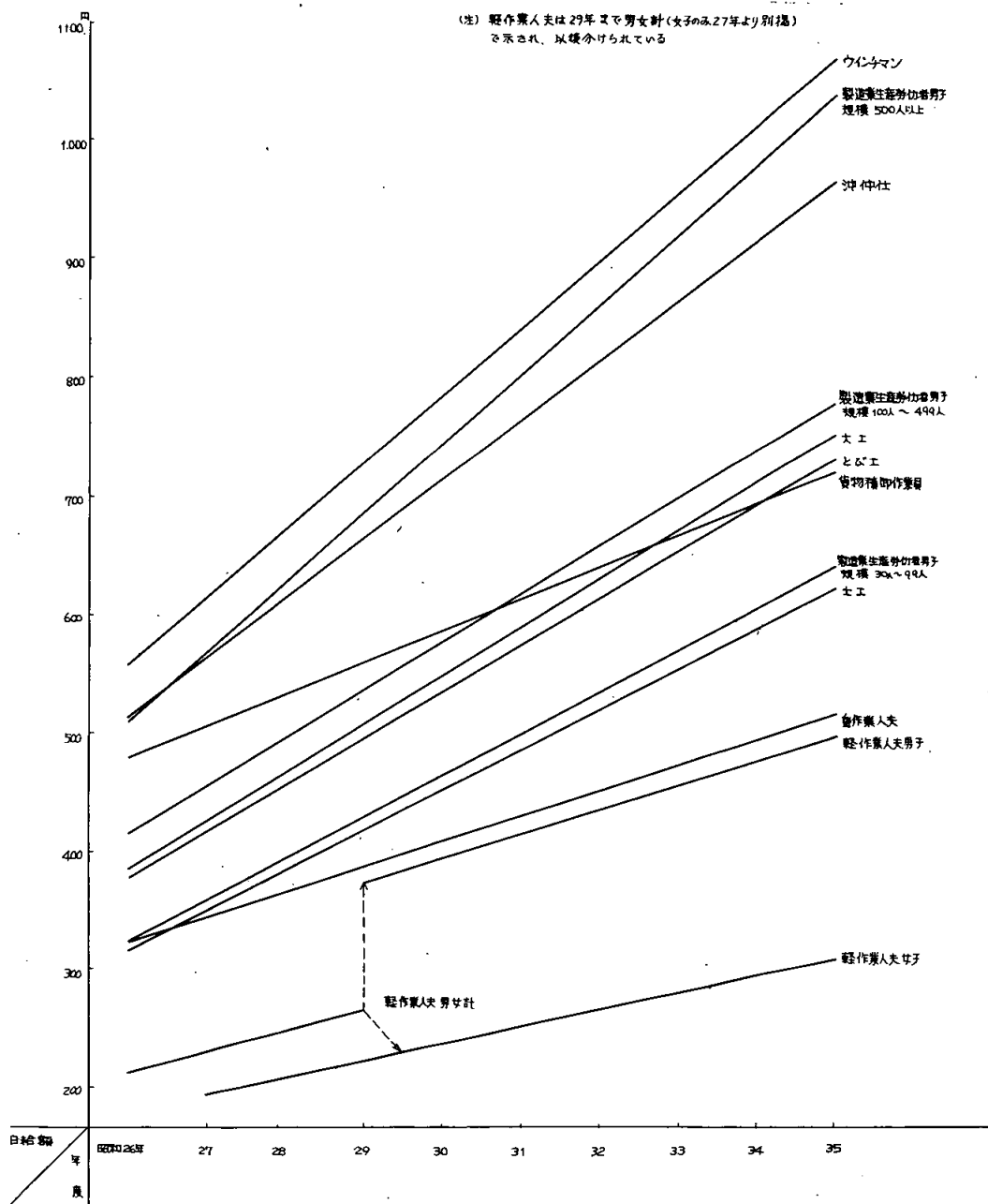
注「毎月きままって支給する給与」を25日  
て除したもの  
資料 労働省：「毎月勤務統計」

第3表  
回帰方程式（一次）の区分

I	製造業生産労働者男子 規模500人以上	$y = 58.4x + 511$
	ウインチマン	$y = 56.6x + 561$
	沖仲仕	$y = 50.2x + 515$
II	大工	$y = 40.5x + 386$
	製造業生産労働者男子 規模100~499人	$y = 40.4x + 415$
	とび工	$y = 39.3x + 378$
	製造業生産労働者男子 規模30~99人	$y = 35.1x + 325$
	土工	$y = 33.8x + 317$
III	貨物積卸作業員	$y = 24.9x + 479$
	重作業人夫	$y = 21.2x + 325$
	軽作業人夫計	$y = 16.5x + 219$
	"	$y = 21.0x + 375$
	"	$y = 14.2x + 195$

注 Iグループは回帰系数50以上  
IIグループは " 30~50まで  
IIIグループはそれ以下

第1図 労働者各グループ別賃金の傾向（第1次回帰線）



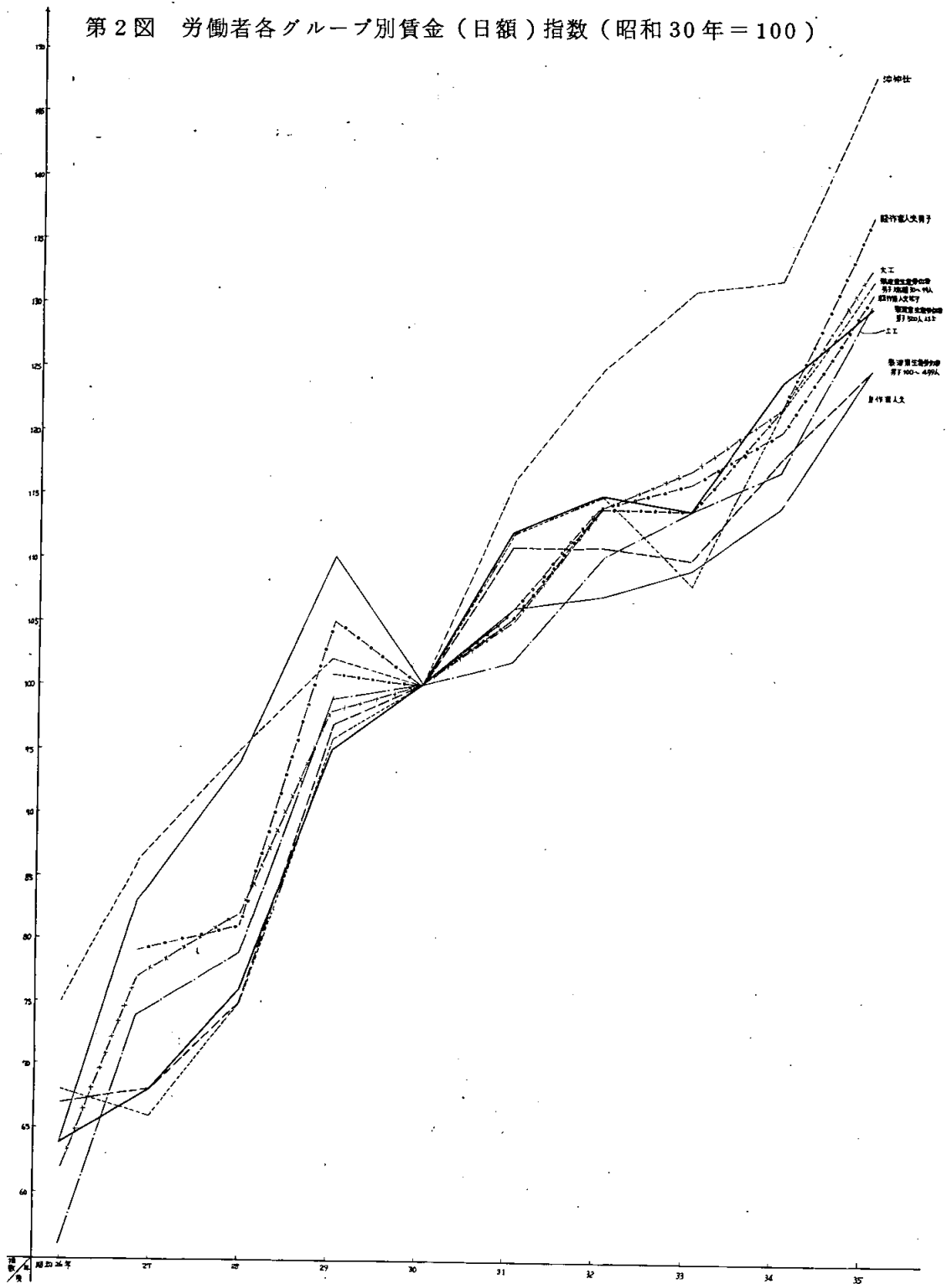
マンと沖仲仕である。前者は、機械操作のための一定の熟練を要し、他の職種に比して、専門化された職種である。後者は、年令の型からいって、いずれの年令にも集中することなく、壮年にいたってもその職種での仕事が継続され、老年に至り他に移動し、普通の家族生活が保たれ、次の世代が維持されるような(注3)、一般労働者に近い型での労働力の再生産を必要とする。第Ⅱグループは、賃金のみによって生活する賃労働者ではあるが、未組織の常用労働者で、規模一〇〇〜四九九人および規模三〇〜九九人の製造業生産労働者男子に代表される。また、かなりの技能を要し、かつては職人といわれて、直接顧客にやとわれ、仕事の独立性を保っていた大工はこのグループに属する。

建築、土木工事の大規模化、近代化はかゝる職人をいやおうなく、請負人や棟梁に雇用される賃労働者に転化した。とび工、土工もこのグループに属し、受けている支払は賃金であり、規模三〇人〜四九九人の工場労働者と同じ傾向を示している。第Ⅲグループは最も低い上昇率を示す職種からなっている。貨物積卸作業員、重作業人夫は重量物、長大物の運搬等を仕事の内容とする筋肉労働者であつて、筋肉労働者としての体力を要するが、他の筋肉労働者に比較して、より少い技能しか必要としない職種である。軽作業人夫は全く雑役的職種であつて軽度の肉体的労働に従事している。この部分は、年令の型が若年及び老年の二つの山をもち、一つは女子、老令者等、この職種に停滞し脱け出ることのない部分、他は他職種からの一時的失業によつて、経過的ではあるがこの職種に就労の場を求めている部分が含まれているといわれている。日雇労働者そのものが全体として相対的過剰人

口の就労形態であるというるが、この部分は、日雇労働者のうち、より技能を必要とする他の職種からの最後のたまり場である。

さて、これまで昭和二六年から三五年までの賃金の動きを、回帰方程式による傾向分析によつて考察して来たが、こゝで、時系列及び各職種の上昇の型を考察することによつて、問題を一層具体場面に近づけてみたい。第1、2表の賃金実額をそれぞれ昭和三〇年を一〇〇として指数化し、図表化したものが第4表および第2図である。第2図にみられるとおり、昭和三〇年以前と以後とは、規模五〇〇人以上製造業生産労働者男子の賃金と日雇労働者および中小企業労働者の賃金との相対関係に明確な区別がある。すなわち、昭和三〇年以前、まづ昭和二九年までは土工、重作業人夫、大工、とび工等、日雇労働者のうちで体力、技能の点で誰でもすぐに出来るとはいえない、半ば専門化された職種は、規模五〇〇人以上の製造業生産労働者男子よりも高い上昇率となつている。これらの職種では古い生産関係の近代化とともに、これまで絶対的に低かつた賃金は急速に上昇することとなつたことを物語つており、この頃までに、ますます、いわゆる二重の自由をもつた賃労働者としての性格を備えて来たものとおもわれる。昭和二九年から三〇年にかけて、一般経済は不況の中であり、そのために、日雇労働者の日給のうち重作業人夫、軽作業人夫男子、ウインチマン、沖仲仕の賃金日額は低下する。労働力の価格である賃金は、景気変動の影響を受けて低下している。しかし、土工、大工等は建設業のブームという需給条件から、前者ほどの賃金日額の低下をもたらさず、横ばい程度にとどまつている。

第2図 労働者各グループ別賃金（日額）指数（昭和30年=100）





第4表 賃金日額(指数)の推移 (昭和30年=100)

	規模			大工	とび工	土工	重作人 業夫	軽作業人夫			ウイン チマン	沖中仕	貨物積 卸作業 員
	500 人以上	100~ 499人	30~ 99人					計	男	女			
昭和26年	64	67	68	62	66	56	64	66	-	-	75	75	77
27	68	68	66	77	77	74	83	87	-	79	88	86	87
28	76	75	75	81	83	79	94	82	-	82	92	95	80
29	95	97	96	98	99	99	110	101	101	104	102	102	90
30	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
31	112	111	112	105	102	102	106	104	105	106	110	116	99
32	115	111	115	114	115	110	107	109	114	114	131	125	103
33	114	110	108	117	116	114	109	111	114	116	131	131	105
34	124	118	122	122	123	117	115	116	122	120	137	132	107
35	130	125	132	133	138	130	125	127	137	131	146	148	118

注 製造業は毎月きまって支給する給与  
屋外労働者は賃金日額

日雇労働者の賃金の低下ないしは横ばい状態に対して、常用労働者の「毎月きまって支給する給与」は上昇率が鈍化しているとはいえず、上昇している。不況の影響は賃労働者下層の日雇労働者に、より強く働いている。

次に、昭和三〇年以降の動きをみると、三〇年以前とは異質の様相を呈している。三〇年以前に規模五〇〇人以上の常用労働者以上に高い日雇労働者の賃金上昇率も、三〇年以降鈍化し、沖中仕を除いた他の職種は、規模五〇〇人以上の常用労働者の賃金上昇率以下となっている。昭和三〇年までの変化は構造的(序列そのもの)変化をともなう)であり、この時期以後の変化はいわば格差的(序列は同じ)である。しかし、賃率としての賃金日額の上昇率を指数でみる限り、格差の拡大よりも、むしろ、日雇労働者も常用労働者も、かなり類似の動向を示している点に注目したい。この点は次のことを意味しているとおもふ。労働者には相対的ではあるが賃金の最低限界があつて、「どの労働者も自分の生存に必要であるより以下の賃金では労働しようとしなない。もし労働者がどうして餓死しなければならぬのだつたら、彼ははたらくよりはなまけていて餓死したほうがよいと思うだろう。」(注4)ある程度の技能を要する労働や、重筋労働では特にその限界が問題となつて、一定水準以下では労働力を売ろうとしない。だから、日雇労働者のうち第Ⅰ、第Ⅱグループの日雇労働者の賃金日額でみるかぎり一定の高さをもつて上昇して行くのである。しかし、何日間か一定水準で労働力を売ることが出来ない日がつどけばやむなく水準以下のところに行く。それが第Ⅲグループ、とくに軽作業人夫であらう(注5)。

第2図で最後に問題となるのは、賃金日額の上昇の型であろう。常用労働者の場合、なめらかな上昇の型を示しているのに対して、過剰人口に属する日雇労働者は段階的な上昇の型である。前者は後者に比して、より組織化されていることによるとおもわれる。又、未組織であつても常用労働者の賃金所得は規模別に格差が拡大する傾向にあるとはいへ、「毎月きまつて支給する給与」ではなめらかな型を示すものと思われる。この部分は景気変動の影響はうけても可能な限り組織の力或はその影響でなめらかな上昇をなす。それに対し、未組織の日雇労働者の賃金日額は、需給条件の変動の影響をより強くうけて段階的に上昇する。賃金日額の横ばいによる所得の横ばいなしは低落の背後にある日雇労働者の生活はいかにみじめなものか。こゝで私は価格としての賃金を問題としているのであるが、それは上述のような様式で、軽作業日雇労働者でも上昇していることに重ねて注意しておこう。所得（実質）としての賃金はもちろん横ばいなしで下降さえ示すであろう。

以上、賃金上昇の傾向及び、指数の変化にみられる時系列的推移およびその型にみられる事実を要約してみよう。

第一に未組織労働者であるウインチマン、沖仲仕の賃金日額が最も労働関係が近代化されている規模五〇〇人以上の常用労働者の賃金とほぼ同じ高さで、同じ傾向を示していること、又同じく未組織労働者であるにも拘らず、とび工、大工の賃金日額が賃金のみによつて生活する、規模三〇〇〜四九九人の常用労働者と同様な上昇傾向を示していることは、戦後、社会構成の近代化にみられる構造的な変化による体制的な傾向であり、その賃金は範疇としての賃金であり、賃金のみによつて生活する

賃労働者として再生産される部分となつたと思われること。

第二に、第Ⅱグループと第Ⅲグループの日雇労働者の区別は、第一点の他の側面でもあるが、日雇労働者内部で、技能を要する職種と要しない職種、体力を要する職種と要しない職種というように作業が専門化し、各職種の手元的な部分と本来的部分とが分離し、労働の内容に応じて賃金決定がなされること。

第三に、昭和三〇年以前と以後とは、賃金の動向に区別がある。昭和三〇年以前が構造的変化の時期であり、日雇労働者がますます賃労働者がますます賃労働者としての性格を明確にしてきた時期であること。

第四に、賃金上昇の型が組織労働者と未組織労働者、中でも日雇労働者とはかなり異つていくこと。

#### 第二節 賃金所得と生活保護基準の関係

貧困とは、まず、一定の生活水準の問題であるから、生活水準を規定する所得と直接関係している。そこで、一国の生活水準の「最低」を示す一つの尺度と考えられている生活保護基準（以下保護基準という）の動きが貧困層の定在部分たる賃労働者下層の賃金所得の動向と如何なる関連をもっているか。それを賃労働者上層（前節と同様規模五〇〇人以上の製造業生産労働者男子）の賃金所得の動きを加えてみていくこと、又そこに示された関連のもつ意味は何かを考察することが本節の課題である。

こゝで用いる賃金所得とは、日雇労働者の場合、各職種について、第1・2表の賃金日額と月間就労日数との積であらわされた月間賃金

表 5 表 賃金所得と保護基準の推移

	大 工	とび工	土 工	重作業 人 夫	軽 作 業 人 夫			ウイン チマン	沖仲仕	保護基準
					計	男	女			
昭 26 年	7,700	7,518	5,111	5,073	3,492	-	-	12,100	10,542	6,254
27	9,936	9,196	7,455	7,245	5,080	-	3,591	13,587	10,332	8,059
28	10,534	9,922	7,980	8,536	4,760	-	3,705	15,548	12,740	9,232
29	12,742	12,420	9,933	9,534	5,586	7,854	4,693	16,456	13,580	9,232
30	12,949	12,558	10,516	8,694	5,840	8,118	4,522	16,148	12,673	9,232
31	14,160	12,765	10,758	8,800	6,100	8,106	4,788	18,515	16,962	9,232
32	14,102	13,188	10,560	8,010	5,742	7,999	4,607	21,076	12,480	10,139
33	14,520	13,970	10,860	8,154	5,850	7,578	4,709	21,164	13,984	10,139
34	15,092	15,387	11,697	9,025	6,102	8,531	4,845	23,115	14,064	10,635
35	17,250	17,273	13,041	9,842	7,068	10,100	5,598	24,656	14,850	10,910

所得である。(第5表)。常用労働者は「毎月勤労統計」の製造業生産労働者男子、規模別「毎月きまって支給される給与」(第6表)である。昭和二六、二七、二八年の数字については前述のとおりである。保護基準は、六四才男、三五才女、九才男、五才女、一才男の標準五人世帯の一ヶ月当りの保護基準額である。

月間賃金所得についても、賃金日額の場合と同様回帰方程式を求めて上昇傾向をみると、規模別常用労働者、日雇労働者の各職種、及び保護基準について第7表のような方程式が得られる。回帰系数一二〇〇以上を第Iグループ、五〇〇以上一二〇〇までを第IIグループ、それ以下を第IIIグループとしてみると、沖仲仕が第Iから第IIIグループに移動している以外はすべて賃金日額の場合と同じである。沖仲仕の第IIIグループへの移動は、元来港湾労働が海外貿易の動向にいちじるしく影響され、年々かなり大きな波動をくりかえすとともに、寄港船舶の停船時間の制約や港への貨物持込みの日時の変動、天候、潮流の自然的条件に左右されるため、港湾労働者の就労日数はかなり大きく変動するが、中でも仲仕は荷役作業を短時間のうちに集中して行わねばならないために、より日雇的な部分(前記の屋外労働者職種別賃金調査では、屋外労働者をさらに常用労働者と日雇労働者に分類しているが、この日雇労働者とは一ヶ月において三〇日以内の期間を定めて雇用される者および日々雇入れられる者であるが、調査日を含め前二カ月の各月において一八日以上、または前六カ月において通算して六〇日以上同一事業主に雇用された者は常用労働者として取扱っている)の比率が高く、したがって労働日数が少いたためであろう。このよ

第7表 回帰方程式(一次)の  
区分

I	製造業生産労働者男子 規模500人以上	$y = -1,462.2x + 12,771$
	ウインチマン	$y = -1,357.6x + 12,127$
II	製造業生産労働者男子 規模100~499人	$y = -1,010.4x + 10,378$
	とび工	$y = 932.6x + 8,250$
	大工	$y = 892.6x + 8,882$
	製造業生産労働者男子 規模30~99人	$y = 876.6x + 8,131$
	土工	$y = 712.6x + 6,584$
III	沖仲仕	$y = 437.6x + 11,255$
	保護基準	$y = 407.2x + 7,474$
	重作業人夫	$y = 297.0x + 6,955$
	軽作業人夫	$y = 275.8x + 4,102$
	" 男	$y = 251.3x + 7,573$
	" 女	$y = 192.8x + 3,791$

注 Iグループは回帰係数1,200以上  
IIグループは " 500~1,200  
IIIグループは " それ以下

第6表 製造業生産労働者男子賃  
金推移

	計	500人 以上	100~ 499人	30~ 99人
昭和 26	10,677	12,371	10,234	8,306
27	11,035	13,236	10,277	8,057
28	12,349	14,827	11,399	9,125
29.8	15,762	18,366	14,794	11,697
30.8	16,199	19,418	15,195	12,126
31.9	18,278	21,680	16,892	13,566
32.9	18,456	22,277	16,846	13,991
33.8	17,827	22,175	16,654	13,078
34.9	19,533	24,004	17,984	14,801
35.9	20,757	25,156	18,969	16,012

注 1 きまって支給する給与  
2 昭和26年生産労働者職員男女計  
27年生産労働者女計  
28年 "

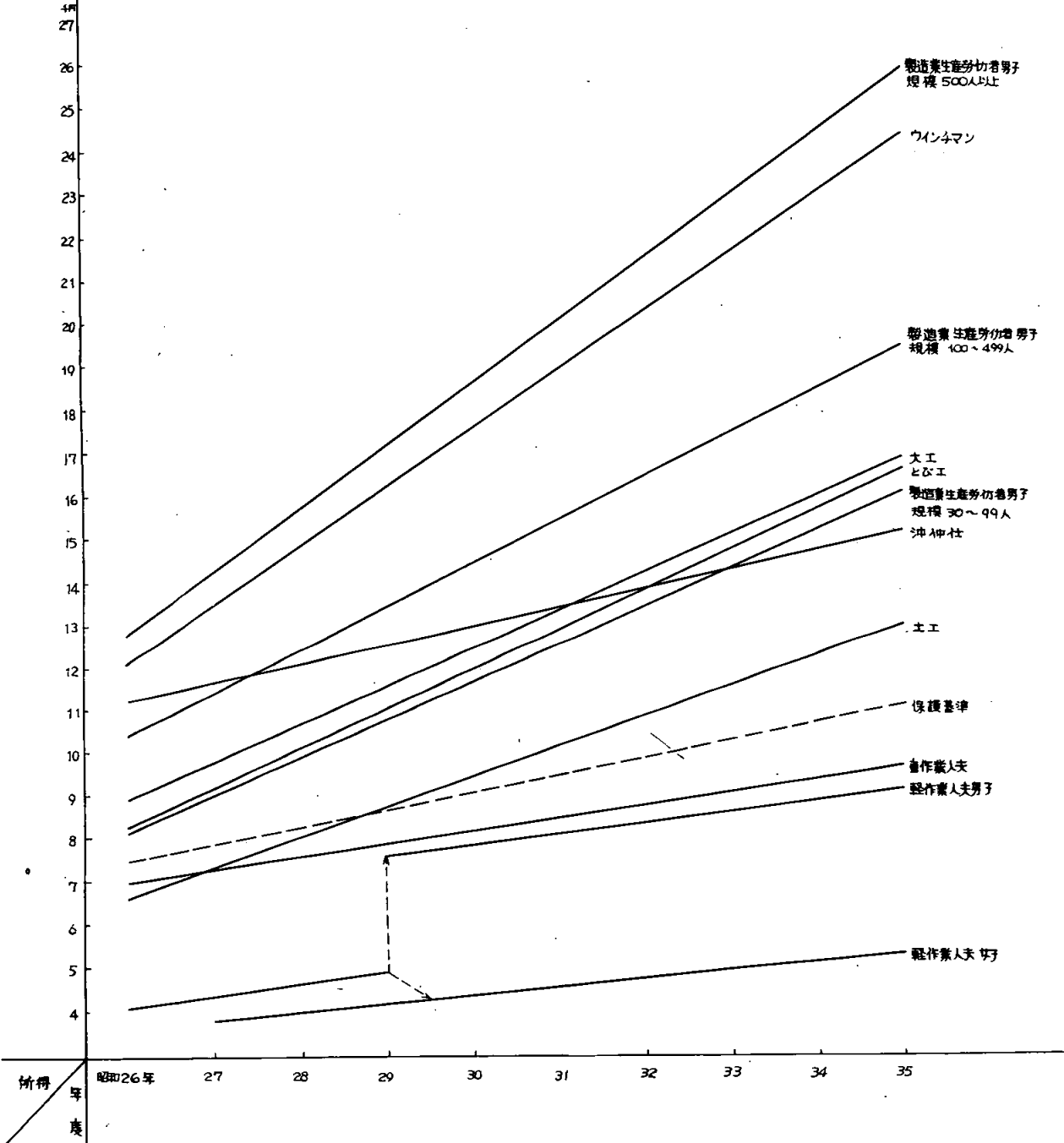
資料：労働省「毎月  
動労統計調査」

うに、賃金日額と月間賃金所得のグループにみられる類似性は、ウインチマン、大工、とび工、土工等、作業が専門化あるいは半ば専門化されている日雇労働者が、賃金日額としても月間賃金所得としてもともに常用労働者と同様、全く賃金のみによつて生活する賃労働者となつたことを示している。賃金日額と比較しての月間賃金所得の回帰線は、全体の相対関係を殆んど変更しなかつたが、前者の関係は後者においてより強められたかたちであらわれており、格差が増大している。前者の回帰係数の最高は最低の四・一倍であるのに対し、後者のそれは七・六倍である。

両者の格差は賃金制度そのものの矛盾のあらわれと考えられる。(この点については後の機会に更に深めたいとおもう)賃率を表示する意味で用いた賃金日額は労働の内容に応じて決定され需要供給の影響を受けて変動する範疇としての賃金である。それは先述したが第I、第IIグループの日雇労働者がそれ以下では労働力を売ろうとしない生存上必要な額である。とはいえ、常にこの一定水準で労働力の販売は実現されはしない。一定水準以下では労働力を売ろうとしない水準があるということは、日雇労働者の場合、逆に水準以下であれば働かないことを意味している。しかし、生活を維持していくためには、たとえ低賃金であっても労働力を売らねばならなくなる。その行きつく先が第IIIのグループであろう。第2図と第5図を比較すると、特に重作業人夫、軽作業人夫男子は両図の差異が大きい。他の賃労働者の賃金と同様需給条件の影響をうける賃率(賃金日額)であつても、月間賃金所得としては、労働力の縮小再生産しか可能としない賃金制度の

第4図 労働者グループ別月間賃金所得の傾向と保護基準のカーブ（一次回帰線）

注 軽作業人夫は29年までが男女計（女子のみ27年より別掲）  
を示され、以後分けられている



第8表 賃金所得と保護基準（指数）の推移

（昭和30年=100）

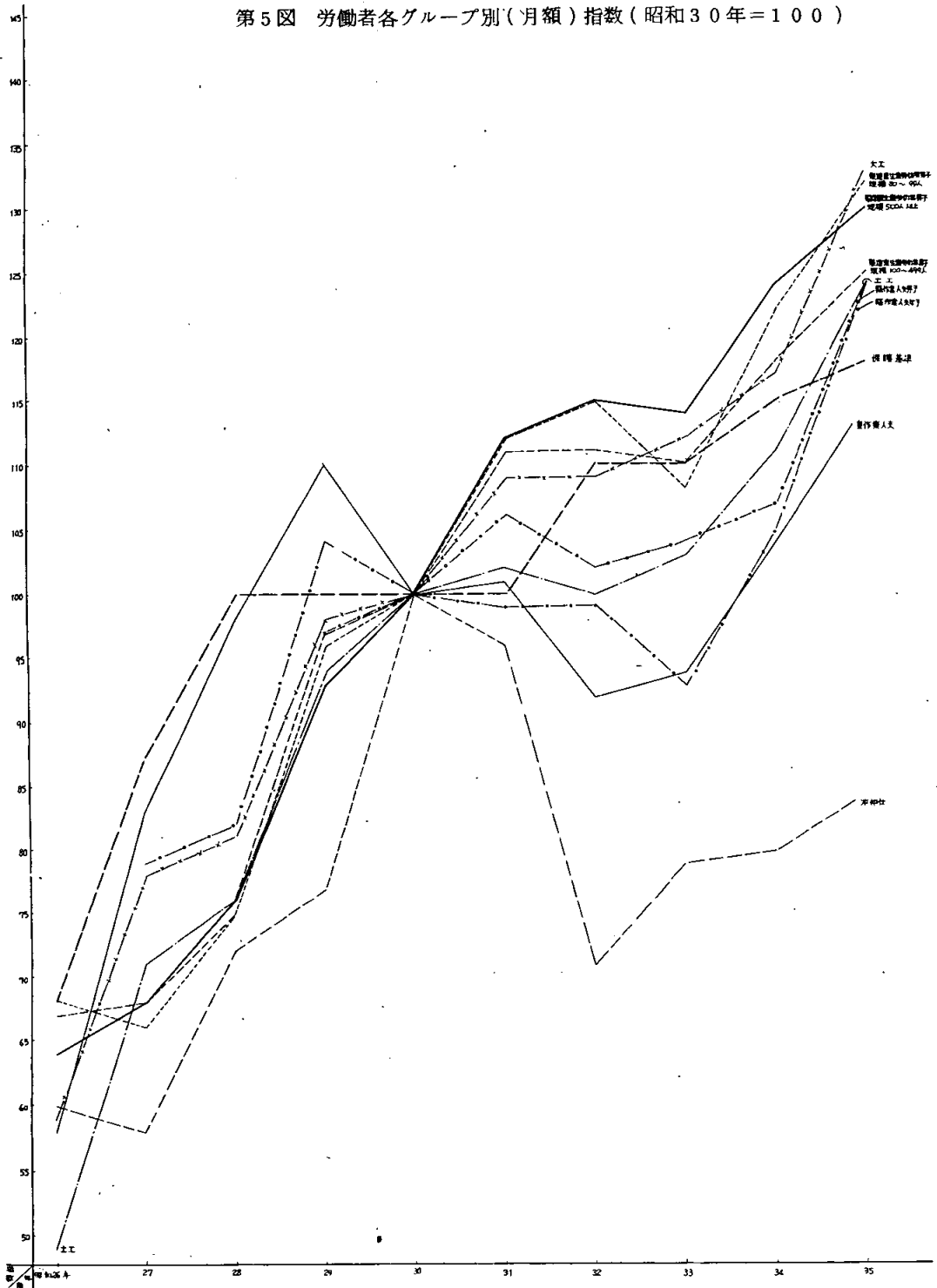
	大工	とび工	土工	重作業人	軽作業人夫			ウイン チマン	沖仲仕	保護 基準
					計	男	女			
昭和26年	59	60	49	58	60	-	-	75	60	68
27	77	73	71	83	87	-	79	84	58	87
28	81	79	76	98	82	-	82	96	72	100
29	98	99	94	110	96	97	104	102	77	100
30	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
31	109	102	102	101	104	99	106	115	96	110
32	109	105	100	92	98	99	102	131	71	110
33	112	111	103	94	100	93	104	131	79	110
34	117	122	111	104	104	105	107	143	80	115
35	133	137	124	113	121	124	124	152	84	118

矛盾を集中的にあらわしているといえよう。

さて、常用労働者、日雇労働者の賃金所得の動向の中で保護基準の動向をみると、第7表、第4図、第8表、第5図のようになる。回帰系数による分類では保護基準は第Ⅲグループに属している。第Ⅲグループの中で保護基準の実額が上位を占めているのは、五人世帯のためである。日雇労働者は、各社会階層の最後に行きつきたまり場であるが第Ⅲグループは更に日雇労働者の特定職種からさえ排除された者の集まる失業者層である。一国の生活水準の最低限の尺度たる保護基準は、停滞的失業者層と同傾向を示している。このことは指数の動きを示した第8表、第5図からも知られる。すなわち、昭和二八年までは、昭和三〇年以前に最も高い上昇率を示した土工とは同程度かそれ以上の上昇率であるが、日雇労働者の賃金所得がなお上昇をたどる二九年までもちこたえられず二八年を頂点として三一年まで据置かれ、それ以後はにぶい上昇率を示すにすぎなくなる。又、上昇の型も前節でふれた過剰労働力にみられる段階的上昇型であつて、可能な期間の限り常に据置かれる傾向のあることを示している。保護基準が停滞・沈澱層の賃金所得と同傾向をもつことは、保護基準によつて保障されるべき、これら失業者層の健康で文化的な生活水準が、逆の規定関係をもつていることを意味している。規定すべきものによつて規定されているのである。

こゝで、これまでふれなかつた賃金所得、および保護基準の実額における動向をつけ加えておこう。昭和三〇年、規模五〇〇人以上、製造業生産労働者男子の賃金所得を一〇〇とした隔年の他の常用労働者、

第5図 労働者各グループ別(月額)指数(昭和30年=100)



製造業生産労働者男子の賃金と保護  
 第9表 (昭和30年=100)を基準とし、  
 他グループの賃金所得と保護  
 基準の動き

	昭26	28	30	32	34	35
製造業生産労働者男子 規模500人以上	64	76	100	115	124	130
ウイッチマン	64	79	83	109	114	127
製造業生産労働者男子 規模100~499人	55	58	78	87	89	98
大工	40	54	67	73	74	89
沖仲仕	55	65	65	64	69	77
とび工	39	51	66	68	76	89
製造業生産労働者男子 規模30~499人	43	47	62	72	73	83
土工	26	41	54	55	58	67
保護基準	32	47	48	52	55	56
重作業人夫	26	44	45	41	45	51
軽作業人夫	18	24	30	30	30	30
男子	—	—	42	41	44	52
女子	—	19	23	24	25	29

日雇労働者の各職種、保護基準の割合を第9表および第6図に示した。昭和三〇年においては、前記第Ⅲグループに属するものはすべて、五〇以下であり保護基準は四八、軽作業人夫女子は更に二三という絶対的の低劣さである。しかも年々格差は増大している。

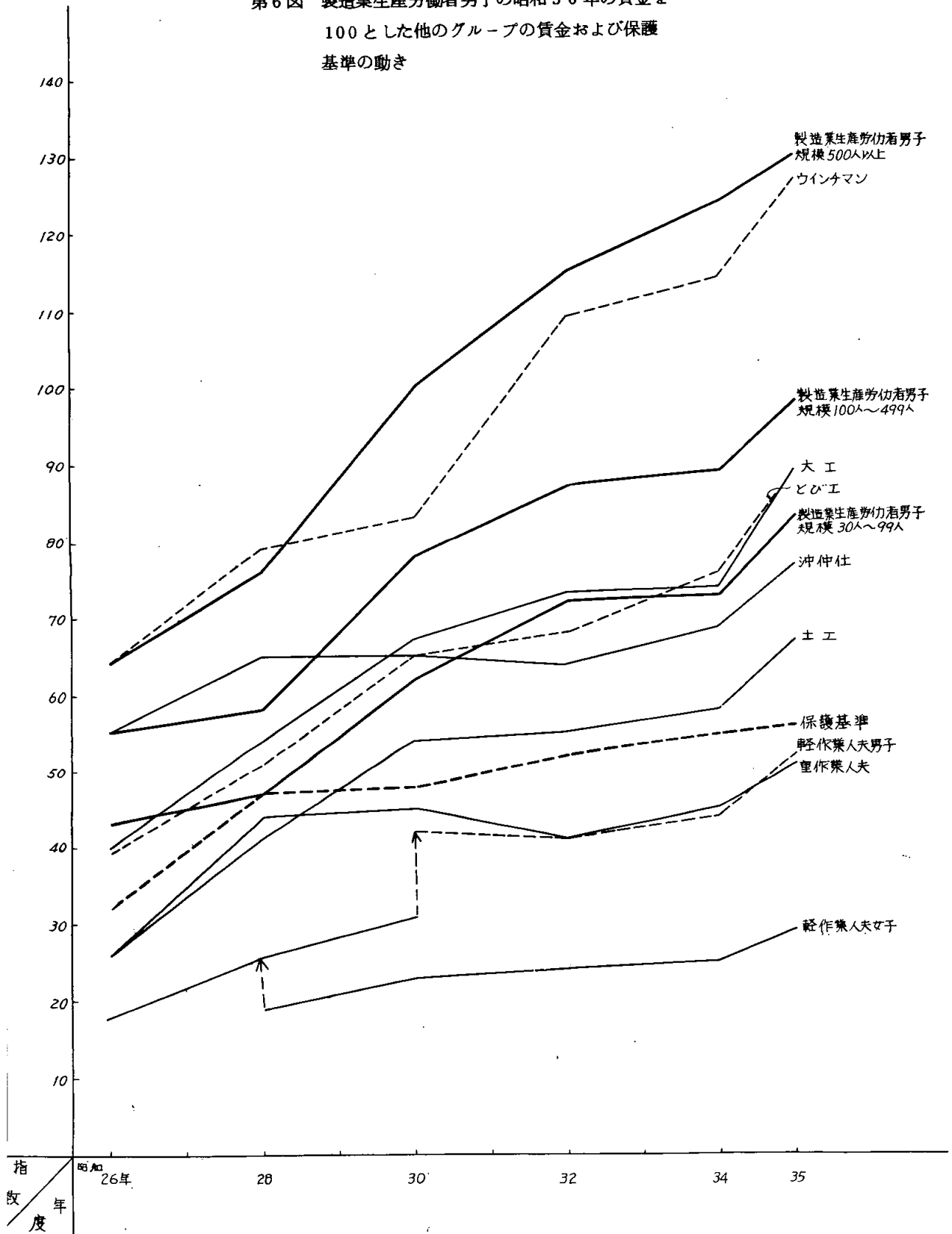
このように相対的にも、絶対的にも低位な保護基準と、生活保護法の定める「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力、その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用する

ことを要件として行われる。」という保護の補足性の原理とは、労働力ある労働者の低賃金を補足し、そのために低賃金を固定化するという方法ではなく、無理な労働力化によって被保護層を労働市場に登場せしめ、(注6)日雇労働市場を一層過充にすることによってかゝる労働者間の競争を激化し、低賃金を固定化するのである。賃労働者下層もまた賃労働者として再生産されいかねばならないにも拘らず、再生産のための賃金所得の上昇は重い錘によって、組織労働者にみられるなめらかな上昇傾向ではなく、需給条件によって段階的な上昇傾向を示すことになる。

このような労働者相互間の競争についてエンゲルスは次のように書いている。「競争は、現代ブルジョア社会を支配している万人にたいする戦争のもつとも完全な表現である。この戦争、生活のための生存のための、あらゆるものための戦争、したがってまたいよいよとうとう場合には生死を賭ける戦争はたゞ社会の種々の階級のあいだにおこなわれてはいるだけではなくて、その階級の個々の成員のあいだでもおこなわれている。みなたがい他人のじやまになる。ブルジョアがたがい競争するように、労働者もたがい競争する。力織工は手織工と競争する。失業している、あるいは賃金のやすい手織工は、就業している、あるいは賃金のたかい手織工と競争して、これを排除しようとする。ところで、この労働者相互間の競争こそ、労働者にとって現在の事情のうちで最悪の場面であり、ブルジョアの手の中にあつて、プロレタリアートにだいたしたたかうためのもつとするとい武器となつている(注7)。



第6図 製造業生産労働者男子の昭和30年の賃金を  
100とした他のグループの賃金および保護  
基準の動き



以上、保護基準と賃金所得の動向を要約すれば次のとおりである。保護基準の動向に見られる基本的性格は、賃金日額と月間賃金所得の格差が大きい、停滞的失業者層の第Ⅲグループと同じものに属している。低い保護基準と補足の原理とは被保護層を無理に就労させ、その結果、このグループの属する労働市場はますます過充となり競争は激化し、第Ⅱグループの賃金上昇の鈍りとなる。保護基準算定方式がマーケット・バスケット方式からエンゲル方式へ改訂された現在、その基礎となる実態生計費は、重作業人夫、軽作業人夫など本質的に失業者に属する階層ではなく、賃労働者下層の中でも、第Ⅱグループに属する、専門化された職種に求められ、それに近づけられるべきである。保護基準がそれに課された使命を少しでも果そうとするなら、その水準はぎりぎりのところ、少くともその出発点をそこに求めるべきと私はおもう。現在のそれは、小論の方法からいっても、全く「最低」たるに値しないのである。

注1 日本女子大学社会学科「社会学」第八号掲載、同学科生活問題研究会による「都市生活者の社会構成と貧困」参照

注2 回帰方程式の求め方

$$\sum y = na + b \sum x$$

$$\sum xy = a \sum x + b \sum x^2$$

$n$ —項数、 $x$ —年次、 $y$ —賃金額

注3 「日本の経営と労働」有斐閣、掲載の江口英一氏論文「未組織労働者」参照

注4 エンゲルス「イギリスにおける労働者階級の状態」大月書店 一二二頁

注5 「日本の経営と労働」

注6 社会学会誌「社会学」掲載江口英一氏論文「低額所得階層研究方法

序説」参照

注7 エンゲルス 前掲書 一二二頁